

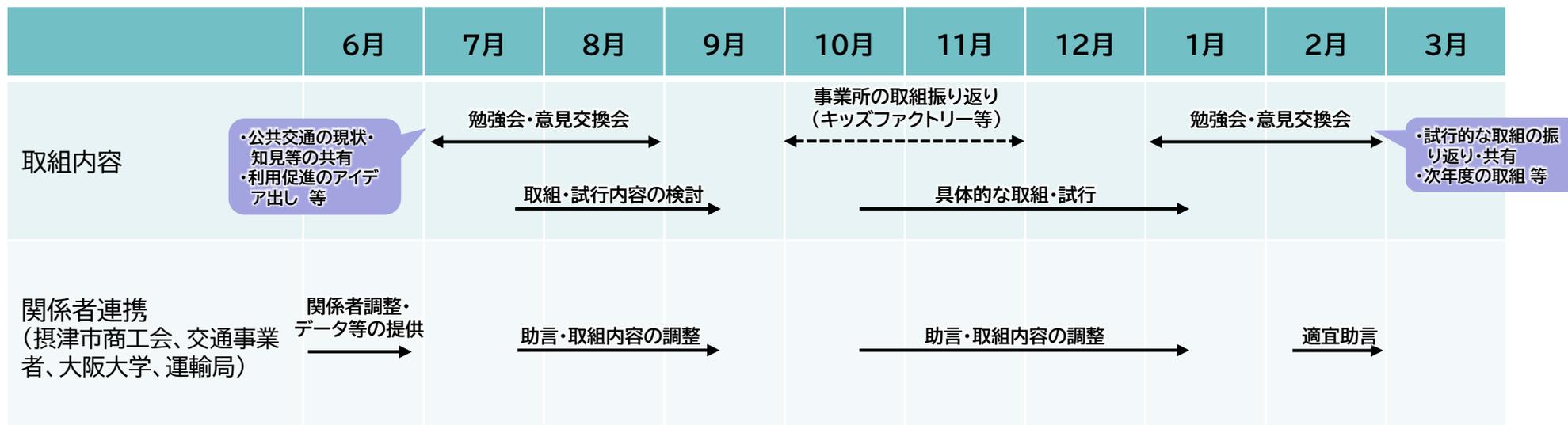
モビリティ人材育成事業の採択について 【報告】

モビリティ人材育成事業活用の取組内容について

■背景・取組概要

- 今年3月策定の地域公共交通計画に掲げた施策を着実に進めていくため、取組の趣旨に合致した国の補助制度等を積極的に活用していくことを検討
- 本補助事業の趣旨である「共創」の観点に鑑み、**摂津市の強みである事業所との連携による公共交通利用促進**を目指し、中小事業所経営者層との勉強会・意見交換会を通じて、利用環境改善などの取組を検討・実施

■取組スケジュール



▼地域公共交通計画における該当施策項目

【施策6-2】公共交通人材の育成・確保

- | 目的 | 具体的な内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 公共交通を持続的に確保・維持していくためには、公共交通ネットワークの充実や利用促進の実施など、多方面から様々な取組が必要となります。 公共交通に関わる人材の充実を図るため、利用促進などの取組を実施できる人材の育成や運送を担う乗務員の確保に取り組み、ひいては、こうした人材が新たな人材の育成・確保につながるような好循環の実現を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> 国の制度などを活用し、交通に関する知識やデータ活用のノウハウ、コーディネートのスキルなどを有する人材を育成します。 人材育成にあたり、公共交通事業者や学識者による講演や市民参加型のワークショップなどのプログラムを開催するほか、外部機関が開催している公共交通のセミナーへの参加・案内を行います。 定年退職後の消防職員からの乗務員転籍など、運転手確保の支援に関する取組についても検討します。 |

▼国土交通省 共創モデル実証運行事業・モビリティ人材育成事業説明資料

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和7年度）

共創モデル実証運行事業/モビリティ人材育成事業

【担当部署】
・総合政策局（地域交通課）

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む
実証事業、人材育成を支援します！ ※「共創」[官民共創]・[交通事業者間共創]・[他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)]

1. 共創モデル実証運行事業

補助対象事業者

交通事業者等※を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等（共創プラットフォーム）

※交通事業者等：一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、一般旅客定期航路事業者、公共ライドシェアの実施主体、シェアサイクル等の事業実施主体、道路電送去上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体等

（注）単一の事業者のみでは補助対象となりません。

補助対象経費

新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費対して支援を実施

- ①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費（有識者謝金・会場使用料等）
- ②システム構築（配車・運行管理・AIオペレーター等）、実証運行に使用する車両導入（車両の購入・リース等）による取得・改造に要する経費
- ③実証事業に要する経費（新規運行に係る経費、実証環境の整備等）



▲他分野共創の分類例

補助④

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は定額、 500万円超部分は 2/3	補助率 2/3	補助率 1/3

【事業例】※R5年度:77事業、R6年度:256事業を支援

- スクールバス・介護輸送・商業施設送迎等の地域輸送資源の混乗化、遊休時間帯における地域路線への活用
- 介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
- 教育委員会との連携による児童の登下校・部活動送迎に合わせたデマンド交通等の実証運行
- 商工会議所・商工会や社会福祉協議会、観光協会、地域金融機関、農協等の地域経済界による取組等



2. モビリティ人材育成事業

（定額：上限3,000万円）

補助対象事業者

地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県、市町村・民間事業者等

補助対象経費

地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

（注）市町村域を超えた広域的な取組に限ります。

問合せ先

令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 事務局
メールアドレス： contact@kotsu-kuhaku.jp
コールセンター： 0570-000984

公募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安：令和7年5月上旬（予定）】

※応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります。
※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。